

名 称		昭和沼地区地区計画	
位 置		久喜市菖蒲町昭和沼の全部	
面 積		約 61.2 ha	
区域の整備・開発及び 保全の方針	地区計画の目標	本地区は、都市計画道路 3・4・6 下早見菖蒲線沿線に位置する久喜・菖蒲工業団地の地区である。 本計画では、良好な工業環境を創出することを目標とする。	
	土地利用の方針	周辺への影響を配慮した、製造業等の立地を図り、秩序ある土地利用を誘導する。	
	建築物等の整備の方針	緑地の維持保全を実現するため、かき又はさくの構造の制限を行う。 また、周辺への影響を考慮し、建築物等の用途の制限を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場その他これらに類するもの 2 診療所その他これらに類するもの 3 保育所その他これらに類するもの （ただし、上記 1～3 のものについて地区内において事業を営むものが、主としてその従業員の用に供する施設は除く。） 4 自動車教習所
		かき又はさくの構造の制限	1 道路の境界線に設置するかき又はさくは、高さが道路中心線の位置から 2m 以下の生垣、金網、その他これらに類するもの（基礎・擁壁の立ち上がり部分を除く。）とする。 ただし、下記に該当する場合はこの限りではない。 （1）出入口に設置する門及びそでの部分 （2）道路の高低差がある敷地で、やむを得ない場合 2 本計画が施行される前に設置されているかき又はさくは、1 の制限を受けない。 ただし、当該かき又はさくを改築する際は、1 の制限を受ける。

# 昭和沼地区地区計画

# 地区整備計画図

